日本の GX 排出量取引制度を通じた信頼性の高い移行計画を促すために

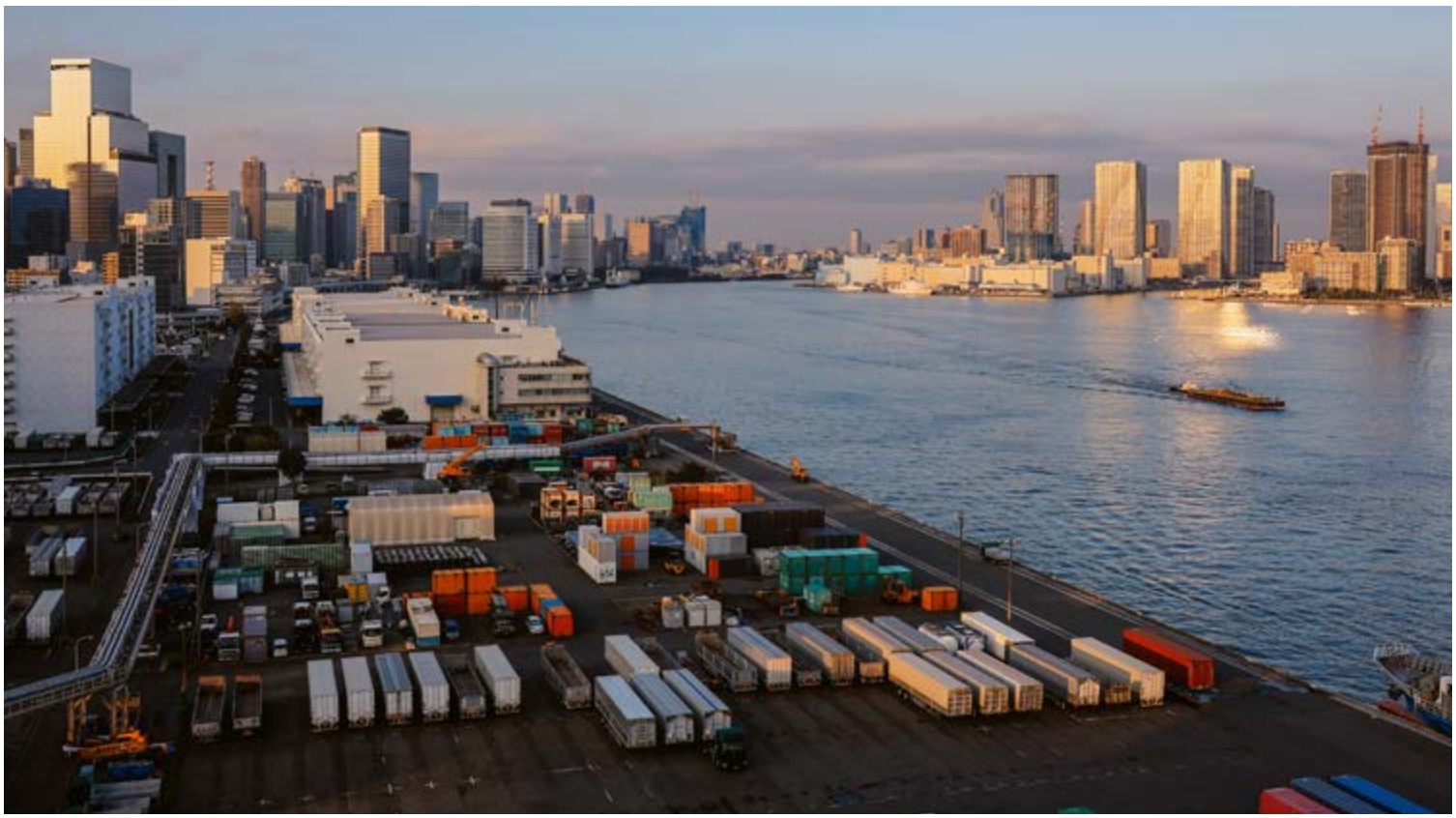

2026年10月
アビゲイル・リー（ABIGAIL LEE）、ベン・ギルビー（BEN GILBEY）、
マイケル・ブッシュネル（MICHAEL BUSHNELL）

ITPN International Transition Plan Network
A4S
E3G

目次

エグゼクティブサマリー 3

1. はじめに 4

1.1 日本のトランジション・ファイナンスにおけるGX-ETSの位置づけ 4

1.2 TCFDからSSBJへ：日本における企業移行計画策定の定着と進展 6

1.3 GX-ETSにおける移行計画の報告体制強化に向けた展望 7

2. GX-ETS移行計画の開示情報を更新すべき理由 8

2.1 GX推進機構および政府関係者による企業の移行状況の把握・評価の強化 8

2.2 国内外の優良事例を踏まえた、意思決定に役立つ移行計画情報の充実 10

2.3 企業の報告手続きの簡素化、および単一の移行計画による多様な利用者のニーズへの対応 15

2.4 日本の高排出産業へのトランジション・ファイナンスの呼び込み促進 16

3. 提言 19

3.1 GX-ETS移行計画の開示内容への追加提案 19

3.2 政策の実施順序と設計に関する提案 25

ITPNについて 28

謝辞 28

エグゼクティブサマリー

日本の GX 排出量取引制度（GX-ETS）は 2026 年 4 月に義務化され、国内の排出量が最も多い企業約 300 ～ 400 社に対し、Scope 1 および Scope 2 の排出量目標、投資計画、研究開発（R&D）に関する開示情報を含む移行計画関連情報の提出が義務付けられた。これは、日本のトランジション・ファイナンスにとって、また「GX モデル」を通じた国際的リーダーシップにとって、大きな好機である。

現在の設計では、GX-ETS 移行計画に関連する要件は、同スキーム自体の目的を達成するために必要な情報の一部しか網羅していない。このため、移行計画の信頼性を確保し、トランジション・ファイナンスを呼び込むうえで限界がある。
本報告書では、政策立案者が検討すべき、報告要件への実用的な追加項目を提案する。これらの情報を公表することで、企業、金融機関、政府は、意思決定に有用で一貫性のある移行計画情報を得られるようになる。提案された追加項目は、既に広く確立された移行計画の枠組みを明確に参照し、報告負担全体を最小限に抑えるため公表を前提としている。追加項目は、以下の通りである。

- 主要な前提条件
- 低炭素分野への設備投資および資金調達
- 資産耐用年数への影響
- 低炭素製品・サービスによる収益
- 社内炭素価格（インターナル・カーボンプライシング）
- 従業員のスキル　など

これらの変更を実施することで、以下の 4 つの主なメリットが期待される。

1. **GX 推進機構および政府関係者による企業の移行状況の把握・評価の強化**
2. **国内外の優良事例との整合、および移行計画に関する実務の日本全体への普及促進**
3. **企業の報告手続きの簡素化、および単一の移行計画による多様な利用者のニーズへの対応**
4. **日本の高排出産業へのトランジション・ファイナンスの呼び込み促進**

提案する追加項目は、日本の国際的なリーダーシップの維持と、成長を支える民間投資の呼び込みに寄与し、「GX2040 ビジョン」の実現を後押しするものである。GX 推進機構および経済産業省は、これらの追加項目を 2027 年度の報告要件に盛り込むことを検討すべきである。これにより、期待される効果を最大限に引き出すとともに、企業が今後、SSBJ に基づく移行計画関連の報告に対応できるよう支援することができる。

1. はじめに

1.1 日本のトランジション・ファイナンスにおける GX-ETS の位置づけ

日本の「GX2040 ビジョン」は、エネルギー安全保障の確保、2040 年度までに温室効果ガス排出量の 73%削減（2013 年度比）、そして経済成長を同時に達成するための長期的な道筋を示している。その実現に向け、政府は「成長志向型カーボンプライシング構想」を掲げている。この構想は、20 兆円規模の先行投資支援と、段階的に導入する「GX 排出量取引制度（GX-ETS）」を組み合わせるものである。国内の主要産業排出事業者に対し、排出に伴うコストの見通しを示すことで、企業が足並みをそろえて脱炭素投資を進めるよう促す施策である。しかし、「GX 2040 ビジョン」の成否は、こうした施策によって、必要とされる 130 兆円の民間投資をどれだけ呼び込めるかにかかっており、政府は、2033 年までに官民合わせて 150 兆円を超える GX 投資を実現することを目指している。[1]

日本の 20 兆円規模の革新的な GX 経済移行債のうち、これまでに 3.9 兆円が発行されている。調達資金は「日本クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク」に従って配分されており、これまでのところ、その最大の割合がバッテリー、原子力、および製造業の脱炭素化に充てられている。[2] これは、日本が国際的に競争力を持つ低炭素技術の成長を促進することで産業基盤を構築するという、GX プログラムの目標を反映している。この国債の発行は、日本の GX-ETS による収入に加え、2028 年度から施行される予定の化石燃料の輸入業者および国内採掘業者に対する化石燃料賦課金による収入によって賄われる。

GX-ETS は、移行債（トランジション・ボンド）の発行と並んで、日本のトランジション・ファイナンスの第二の柱として位置づけられる。2023 年の「GX 推進法」の制定、および 2025 年 5 月の同法の改正を経て、GX-ETS は 2026 年 4 月から義務化段階に移行した。 現在、電力、産業、運輸、航空の各セクターにおいて、年間 10 万トン以上の CO_2 を排出する企業の参加が義務付けられており[3]、対象となる企業は推定 300 ～ 400 社、日本の温室効果ガス排出量の約 60%を占めている[4]。GX-ETS の割当量および上限・下限価格は、経済産業省によって毎年決定され、その際には、日本の産業や国民生活への影響、脱炭素化された成長経済への移行状況、および国際競争力が考慮される。

日本の GX-ETS の特徴の一つは、対象企業に対し、移行計画の主要な要素に関する情報を経済産業省に提出することが義務付けられている点である。この情報は、GX-ETS 制度の年次決定プロセスを支えるとともに、民間投資をさらに促す可能性がある。

移行計画は、投資家の判断に役立つ情報を提供し、経済産業省による年次決定の根拠を強化する。その提出を義務付けることは、企業の脱炭素化の取り組みに信頼性の高い移行計画を組み込むよう促す、重要な政策的メッセージとなる。

1) 経済産業省『日本の GX 政策とカーボンプライシングの概要』、2026 年
2) Anthropocene Fixed Income Institute、"Japan's transition bonds"、2026 年
3) 直近 3 会計年度の平均値として算出
4) 経済産業省、産業構造審議会 排出量取引制度小委員会「中間とりまとめ（案）」、2025 年

他の炭素価格設定制度には、企業単位で、これほどの規模で移行計画に関する情報開示を求める例がないことから、この取り組みは世界的にも先駆的なアプローチといえる。

要件には以下が含まれる：

- 前年度の直接・間接排出量および 2030 年度までの目標
- 各対策の内容と規模、実施場所、時期、および予想される排出削減量を示す投資計画
- 条件付き研究開発（R&D）セクション（企業が GX 関連の研究開発に対して追加の配分を受けており、かつ適格な GX 関連の特許、技術分類、またはグリーンイノベーション基金プロジェクトを有する場合に記入するもの。これには関連する研究開発の内容と費用を含める）
- 企業がすでに公表しているカーボンニュートラル戦略への参照
- 前年度の投資計画からの変更点に関する説明 [5]

これらの開示項目は重要であるものの、他の規制や資本市場向けの枠組みにおいて、意思決定に有用とみなされる情報の一部が含まれていない。本報告書では、これらの要件を国際的なベストプラクティスや、新しいサステナビリティ基準委員会（SSBJ）基準に基づく開示要件と整合を図ることで、現行の報告要件を強化できる方策を示す。

これにより、金融機関の意思決定や GX-ETS の運営に役立つ移行計画情報の質を高めるとともに、企業が複雑化する報告要件に対応しやすくなる。情報の質が高まれば、移行計画をより確かな根拠に基づいて評価・比較し、信頼できるようになる。そこにこそ移行計画の価値がある。

5) 経済産業省、『排出量取引制度 移行計画作成マニュアル』、2026 年

1.2 TCFD から SSBJ へ：日本における企業移行計画策定の定着と進展

日本にはすでに、移行計画を支える政策基盤が整っている。過去 10 年間にわたり、企業の信頼性の高い移行を支援する制度や仕組みが整備されてきており、これらが GX-ETS の発展を支える土台となっている。

2019 年に設立された「TCFD コンソーシアム」は、世界最大の TCFD 支持企業団体となり、2022 年には世界の TCFD 支持企業の約 28%を占めた。同コンソーシアムは 2026 年 4 月に「GX フューチャー・コンソーシアム」に統合され、日本の気候変動情報開示のエコシステムが GX 政策枠組みの下に一元化された。同コンソーシアムは 2024 年、企業が独自の移行計画を策定する際の参考資料として、移行計画ガイドブックを発行した。[6] 現在、この取り組みは、SSBJ を通じた IFRS S1 および S2 の採用によってさらに強化されており、2029 年までに最大 300 社の上場企業に対し、気候移行計画が存在する場合、その関連情報の開示が義務付けられることになる。[7]

また、日本は、信頼性の高い移行計画に連動したトランジション・ファイナンスも奨励している。2021 年に初めて公表され、2025 年に改訂された経済産業省の『クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針』は、資金調達を行う企業に対し、科学に基づく移行戦略の策定を義務付けており、資金調達企業が参照できる 8 つの「分野別技術ロードマップ」がこれを裏付けている。[8] これにより、実質的な資本の動員が進んだ。2026 年 2 月までに、日本で 97 件の企業移行債が発行され、その約半数は公益事業・電力セクターによるものである。[9]

こうした取り組みが、日本企業の移行計画策定を後押ししており、CDP の分析によると、2024 年に日本企業が開示した移行計画の要素は、他の多くの主要管轄区域の企業を上回った。[10] 計画は順調に進展しており、化学、鉄鋼、自動車業界の企業では、低炭素設備投資計画、社内炭素価格（インターナル・カーボンプライシング）の設定、排出削減目標に連動した役員報酬の開示が増加している。[11]

6) TCFD コンソーシアム、『移行計画ガイドブック』、2024 年
7) SSBJ、日本で適用される初のサステナビリティ開示基準を公表、2025 年。これを東京証券取引所プライム市場に上場する全企業（約 1,600 社）に拡大するかどうかは、2030 年以降に検討される予定。
8) 経済産業省、『クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針』、2025 年
9) AFII、"Japan' s transition bonds"、2026 年
10) CDP、『計画から資本へ：信頼性の高いトランジション・ファイナンスを大規模に実現する』、2025 年、図 3 を参照
11) 参照：鎌倉サステナビリティ研究所、『多排出セクターにおける企業のトランジション計画策定状況調査：鉄鋼セクター』、2026年；鎌倉サステナビリティ研究所、『多排出セクターにおける企業のトランジション計画策定状況調査：自動車セクター』、2026年；鎌倉サステナビリティ研究所、『多排出セクターにおける企業のトランジション計画策定状況調査：化学セクター』、2025年

1.3 GX-ETS における移行計画の報告体制強化に向けた展望

日本には、既存の移行計画を支える政策基盤を活かし、GX-ETS の報告を通じて、トランジション・ファイナンスの呼び込みをさらに促進する機会がある。報告から得られる情報は、政府が今後の炭素価格制度（カーボンプライシング）や関連政策を設計する際の判断材料にもなる。同時に、増え続ける開示要件やガイドラインの整合性を確保し、企業に過度な実務負担を課したり、移行計画情報の有用性を損なったりしないようにする必要がある。しかし、現在の GX-ETS の設計では、移行計画の報告要件は、制度の目的達成に必要な情報の一部しか網羅していない。このため、移行計画の信頼性を確保し、トランジション・ファイナンスを呼び込むうえで限界がある。

本稿では、国内および国際的な枠組みにおける既存の移行計画に関するガイダンスを、GX-ETS の下で**一元的かつ適切に設計された要件**に統合することで、日本がいかにして政策目標をより効果的に達成できるかを提示する。**GX-ETS の要件を改定することは、日本の経済全体の移行において、以下に示す 4 つの大きなメリットをもたらす。**

1. **GX 推進機構および政府関係者による企業の移行状況の把握・評価の強化**
   GX-ETS の要件を更新することで、GX 推進機構や経済産業省などの関係省庁は、企業がどのように移行を進めているかに関するより質の高い情報を得られるようになる。これにより、GX-ETS の運用管理が向上し、GX 目標に向けた進捗状況を追跡し、脱炭素成長型経済構造移行債（以降：GX 経済移行債）の配分の支援が可能となる。
2. **国内外の優良事例との整合、および移行計画に関する優良な実務の日本全体への普及促進**
   これにより、GX-ETS の対象企業だけでなく、対象外の企業にも、一貫性のある信頼性の高い移行計画を策定するための道筋を示すことができる。こうした計画は、日本の既存の政策に沿うとともに、国際的な投資家や融資機関が用いる枠組みにも対応できるものとなる。その結果、日本経済全体で移行計画の質の向上が期待される。
3. **企業の報告手続きの簡素化、および単一の移行計画による多様な利用者のニーズへの対応**

   GX-ETS の要件を、国際的な ISSB 基準に基づく SSBJ の新たな開示要件と整合させることで、企業の報告負担を軽減できる。1 つの移行計画に関する開示を行うだけで、GX-ETS および SSBJ の要件に加え、その他の一連の自主的な移行計画およびトランジション・ファイナンスに関するガイドラインの要件も満たすことが可能となる。

4. **日本の高排出産業へのトランジション・ファイナンスの呼び込み促進**
   投資家、融資機関、保険会社は、企業価値の評価、資本配分、企業との対話（エンゲージメント）に役立つ情報を、企業に一層求めるようになっている。提案する追加項目は、こうした情報ニーズの高まりに応えるものである。

第 2 節では、各メリットを詳しく分析し、GX-ETS の報告要件を改定する根拠を示す。第 3 節では、これらのメリットを実現するための具体的な技術的提言を提示する。

2. GX-ETS 移行計画の開示情報を更新すべき理由

日本は世界でも特に発展したトランジション・ファイナンスのエコシステムの一つを構築している。また、GX-ETS 移行計画では、日本全体の脱炭素化に大きな影響を及ぼし得る企業に対し、将来を見据えた移行計画情報を毎年提出することを義務付けている。これは、他の国や地域ではほとんど見られない仕組みである。

今こそ、GX-ETS の報告要件を改定し、この仕組みの潜在力を最大限に生かすことで、「GX 2040 ビジョン」の実現を後押しする好機である。こうした改定は、日本の脱炭素化に向けた移行に、以下の 4 つの大きなメリットをもたらす。

2.1 GX 推進機構および政府関係者による企業の移行状況の把握・評価の強化

1. **GX 推進機構および経済産業省：効果的な炭素価格の経路に関する理解を深める**

他の多くの排出量取引制度とは異なり、GX-ETS は制度全体の排出枠総量について、トップダウンで絶対量の上限（キャップ）を設けていない。その代わりに、経済産業省がエネルギー集約型セクター（業界間の比較が可能な分野）に対して排出原単位ベンチマークを設定し、各企業の生産量をその排出原単位ベンチマークで乗算することで排出枠の割当量を算出している。これは、日本の産業生産能力を維持することを目的としている。その他の部門については、企業の過去の排出量に基づく「グランドファザリング」方式で割当てが行われ、総量は毎年縮小していく。したがって、脱炭素化投資を促進するために適切に高い目標を設定した排出原単位ベンチマークを定めることが、GX-ETS による排出削減の鍵となる。

移行計画の情報は、GX 推進機構および経済産業省が、ベンチマーク対象セクターにおける効果的な排出原単位経路と、そこから導かれる炭素価格を特定するのに役立つ可能性がある。セクターごとの脱炭素化率に関する政府の想定を、企業の排出削減目標と照らし合わせてストレステストを行うことで、GX-ETS が業界自身の目標に比べてどの程度野心的であるか、あるいはそうでないかが明らかになる可能性がある。社内炭素価格（インターナル・カーボンプライシング）の開示は、政策立案者が、どのような炭素価格が GX 投資の増加を促進するかという仮定についてストレステストを行う上で役立つだろう。多くの企業がすでに社内炭素価格の活用を開示している。例えば、化学セクターでは、国内大手 5 社すべてが投資プロジェクトの分析において社内炭素価格を活用していることを開示しており、そのうち 4 社は適用水準も開示している。[13]

12） 経済産業省、『日本の GX 政策とカーボンプライシングの概要』、2026 年
13） 鎌倉サステナビリティ研究所、“Evaluating Transition Plans in Japan’s High Emission Sectors: Chemical Sector”、2025年

また、日本の政策立案者は、排出枠を割り当てるために、個々の企業の排出量や関連する活動データ、ならびに適切なセクター別ベンチマークや過去のベースラインに関する情報を、毎年入手する必要がある。 活動別温室効果ガス排出量および対応する活動データの開示は、移行計画の一部となり得る。政策立案者はすでに他の手段でこのデータを入手している可能性があるが、これを移行計画に組み込むことは、企業の進捗状況をより効果的に評価できるようになる投資家にとっても有益である。このデータを公表することで、政策立案者は金融機関や市民社会と並行して進捗状況を追跡できるようになる。透明性の向上は、GX-ETS の割当手法全体に対するステークホルダーの信頼を高めることになるだろう。[14]

2. **経済産業省・環境省：日本の排出削減目標および日本の GX 変革に向けた進捗状況の追跡**

日本の排出削減目標および日本の GX 変革に向けた進捗状況を追跡するために、移行計画のいくつかのデータポイントを活用できる。 企業の移行データの集計を行う際は、企業の報告範囲（バウンダリー）を考慮する必要がある。これには通常、海外事業が含まれており、国内事業と海外事業に細分化されていない場合がある。しかし、経済産業省や環境省は、過去の排出量データを用いて、日本の NDC 目標（国が決定する貢献：日本の温室効果ガス削減目標、以降 NDC）に向けた各セクターの進捗状況を示すことができる。さらに、移行計画は、脱炭素化のペースを示し、特に注意を要するセクターを特定できる、貴重な将来志向の指標を提供する。

2030 年度および 2035 年度の排出目標は、日本の NDC および「分野別技術ロードマップ」の基礎となる想定 CO_2 削減経路と比較することができる。したがって、関連するロードマップや日本の NDC との整合性に関する声明を求めることは、ベンチマークに対する個々の企業の排出推移を解釈するのに役立つ貴重な定性情報を提供することになる。 設備投資目標を技術種別ごとに内訳し、資金源を明示することで、日本の「分野別技術ロードマップ」や「成長戦略」に盛り込まれた「官民投資ロードマップ」で特定された投資目標に対し、企業がどのような貢献を行う可能性があるかを示す一助となる。

3. **GX 推進機構および経済産業省：公的 GX 資金の配分と影響の評価を支援**

GX 推進機構および経済産業省は、GX 経済移行債の調達資金の配分についても責任を負っている。移行計画に関する情報の充実により、企業やセクターごとの移行計画をより深く理解した上で、例えば移行ローンを通じて、企業単位での資金配分を行うことが可能になり得る。例えば、資産耐用年数への影響や低炭素製品・サービスの収益に関するデータは、特に他の投資機会と比較した場合、企業の移行計画が GX 目標をどのように支援するかを政策立案者が判断する上での指針となる。外部依存関係に関する情報は、ボトルネックを引き起こす可能性のある主要技術やインフラの過剰・不足、あるいはより迅速な移行を支援する要素を特定するのに役立つ可能性がある。また、政策立案者は、移行計画情報を活用して、投資先企業の移行の進捗が、より広範なセクターや同業他社のベンチマークと比較してどの程度であるかを把握することで、GX 資金調達の相対的な影響を評価することも可能になる。

14） Climate Integrate、『"GX-ETS: Benchmark Transparency Matters"、2026 年

2.2 国内外の優良事例を踏まえた、意思決定に役立つ移行計画情報の 充実

GX-ETS は、排出量が最も多い産業に対し、移行計画に関する共通の開示項目を定めている。これらの産業では、日本経済の他の分野と比べて、特に大きな事業の転換が求められる。こうした産業は多くの設備や施設を保有しており、脱炭素化に伴うビジネスモデルへのリスクも大きい。例えば、石油製品や内燃機関車などは、脱炭素化が進むにつれて需要が減少すると予想される。 したがって、GX-ETS の移行計画要件は、脱炭素化計画と、GX の機会を実現するために必要なビジネスモデルの変革の両方を網羅すべきである。国内外の優良事例（グッドプラクティス）に準拠することで、政策立案者や金融機関は意思決定に有用な情報をより多く得ることができ、国際的な比較が可能となり、ビジネスモデルがどのように変革しているかを把握できるようになる。

現在の GX-ETS 移行計画の要件は、特定の企業主体（1.1 参照）からの移行計画要素の限定的な範囲をカバーしており、GX 推進機構が Scope 1 および 2 の排出量の推移や計画されている脱炭素化措置を監視するのに役立っている。 これは、資本市場向けの開示基準（SSBJ 第 2 号基準）ではなく、カーボンプライシング制度の一環として位置づけられているため、この限定的なアプローチは意図的なものであり、妥当である。しかし、政策立案者や金融機関が移行計画の信頼性を理解する上で役立つ可能性のあるいくつかの開示事項が求められていない。**GX-ETS の報告要件を国内外の移行計画ガイダンスと比較すると、他の規制や資本市場向けの枠組みで意思決定に役立つとされる情報の一部が、報告対象に含まれていないことがわかる。**

GX-ETS の下では、企業は別途公表しているカーボンニュートラル戦略へのリンクと該当ページを示すことが義務付けられている。こうした戦略は通常、企業グループ全体を対象としているが、GX-ETS では戦略に盛り込むべき内容までは定められていない。SSBJ のガイダンスに基づいて特定の情報開示が求められる可能性はあるものの、GX-ETS と SSBJ では対象範囲が大きく異なる可能性がある。SSBJ に基づく報告内容は、各企業グループが情報の重要性（マテリアリティ）をどう判断し、新たな基準をどう解釈するかに左右される。このため、特に導入初期には、必要な情報が十分に開示されなかったり、企業間の比較が難しくなったりするおそれがある。

GX-ETS では、移行計画に最低限盛り込むべき情報が具体的に定められていない。このため、信頼性の高い移行計画に必要な情報について、企業に共通の基準を示す機会を十分に活かせていない。報告要件をより具体化すれば、主要な高排出企業の報告の質を高めるとともに、日本全体の移行計画報告の指針にもなり得る。また、投資家 35 社を対象とした ITPN の調査では、意思決定に役立つ移行計画情報を共通の形式で開示することが、グローバルな投資先の比較や、指数やファンドなどを通じたトランジション・ファイナンスの拡大に役立つとされている。[15]

15） ITPN、"Enhancing Long-Term Value and Resilience: A study of how global investors are using transition plans"、2026 年

表 1 では、GX-ETS とその他の枠組みの開示要件を、「Transition Plan Taskforce（TPT）Disclosure Framework」と比較し、求められる情報の違いを整理している。TPT を比較の基準としたのは、同フレームワークが包括的な移行計画開示項目を提供しており、2023 年に IFRS 財団によって IFRS S1 および S2 への準拠を支援するガイダンスとして採用されたためである。TPT の 5 つの要素と 19 のサブ要素からなる構造は、グローバルおよび業界のイニシアチブで広く採用されており[16]、この構造はオーストラリア財務省、香港金融管理局（HKMA）、欧州銀行監督局（EBA）による規制ガイダンスにも反映されている。[17]

前述のように、日本の GX-ETS は、企業に移行計画情報の提出を求める点に特徴がある。このため、他国の排出量取引制度との比較は行われなかった。 関連する例として、「欧州連合排出量取引制度（EU ETS）」がある。同制度では、排出原単位が 80 パーセンタイル値を上回る（上位 20%の）施設の運営者に対し、無償割当を全額受け取る条件として、気候中立計画（CNP）の策定を求めている。[18] ただし、EU ETS が施設単位の計画を求めるのに対し、GX-ETS は企業単位の報告を求めるという違いがある。

16) TPT の 5 要素およびサブ要素からなる構造は、世界中の金融機関によって広く理解され活用されている「Glasgow Financial Alliance for Net Zero（GFANZ）」の取り組みを基にしている。この構造は、国連の「持続可能な証券取引所イニシアティブ（SSE）」、金融システムのグリーン化ネットワーク（NGFS）、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）といった国際的なイニシアティブのほか、保険、通信、不動産業界が主導する移行計画ガイダンスでも採用されている。

17) 参照：EBA、"Guidelines on the management of environmental, social and governance (ESG) risks"、2025 年；HKMA、"Annex: Good practices on transition planning"、2024 年；オーストラリア政府、"Climate-related transition planning guidance"、2026 年

18) 現在の必須最低記載事項には、2050 年までの各 5 年期間における措置および投資（特定の年に投資されたユーロ額で定量化され、各期間にわたって年率換算されたもの）、それらの措置が依存する前提条件およびインフラ、ならびに各措置が排出量に及ぼすと推定される影響が含まれる。 2026 年 7 月に導入された改正案では、ETS 対象施設のすべての運営者は、無償割当量の 80%の受給資格を得るために「EU 脱炭素化投資計画」を提出することが義務付けられ、2031 年以降の残りの 20%の無償割当量の受給資格を得るためには、計画を実施し、排出量を削減していることを証明することが求められる。

表 1：GX-ETS の移行計画要件と、国内外の移行計画ガイダンスとの比較。出典：著者による独自分析。比較作業には AI（Microsoft Copilot）を補助的に使用。

	日本 — 義務化		日本 — 指針		トランジション・ファイナンス		国際	
TPT サブ要素	GX-ETS	SSBJ S2	移行計画ガイドブック	CTF 基本指針	ASEAN TFG	ICMA CTFH	ESRS E1	CDP
1.1 戦略的な目標と方向性								
1.2 ビジネスモデルとバリューチェーン								
1.3 主要な前提条件と外部要因								
2.1 事業活動								
2.2 製品・サービス								
2.3 方針と条件								
2.4 財務計画								
3.1 バリューチェーンとの連携								
3.2 産業界との連携								
3.3 政府、公的機関、地域社会、市民社会との対話・連携								
4.1 ガバナンス・事業・運用に関する指標と目標								
4.2 財務指標と目標								
4.3 温室効果ガス（GHG）指標と目標								
4.4 カーボンクレジット								
5.1 取締役会の監督と報告								
5.2 経営陣の役割、責任、説明責任								
5.3 組織文化								
5.4 インセンティブと報酬体制								
5.5 組織全体のスキル・専門性・研修								

評価	色	定義
非常に高い整合性	深緑	TPT のサブ要素に直接対応する明示的な要件、または開示への期待が示されている。意図および具体性が実質的に同等である。
強い整合性	黄緑	当該テーマに明確に対処しており、有意義な要件が盛り込まれているが、TPT のサブ要素に比べて詳細度や範囲が限定的である。
部分的な整合性	黄	当該テーマへの言及がある、あるいは間接的にカバーされているものの、TPT のサブ要素と比較して詳細さに欠ける。
限定的／整合性なし	赤	TPT のサブ要素に関する有意義な網羅が、ほとんど、あるいは全く含まれていない。

2.2.1 GX-ETS での網羅が限定的な国際的グッドプラクティスの開示項目

GX-ETS を以下の移行計画要素まで拡大することで、企業の計画およびその背景にあるビジネスモデルの転換の信頼性を評価・比較しやすくなり、投資家やその他の利用者によるより適切な判断を行うための支援となる。 他の多くの移行計画フレームワークは、これらの項目を意思決定に役立つ情報として位置づけている。関連する排出源や事業活動が十分にカバーされているか、必要なリソースが確保され、合理的な前提に基づく戦略が示されているかを判断する材料になるためである。これらの項目は、企業の目標水準を一律に定めるものではない。目標水準は業種や地域によって異なるが、情報を開示することで利用者が目標水準や実現可能性を自ら判断できるようになる。また、多くの項目は、日本企業がすでに進めている開示準備を活かして対応できるものである。

- **戦略的な目標と方向性**

移行計画には、企業の行動や取り組みの方向性を定める明確な戦略的目標が必要である。例えば、排出削減、気候変動の物理的影響への対応力の向上、自然や社会への影響、ビジネスモデルの転換に関する目標などが含まれる。また、多くの枠組みでは、パリ協定や各国の気候目標と整合するシナリオや経路に対し、自社の移行計画がどの程度整合しているかを示すことが求められる。日本では、『クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針』において、資金調達を行う主体が『分野別技術ロードマップ』を参照することが推奨されている。[19]

- **ビジネスモデルとバリューチェーン**

この開示項目では、移行計画の目標を実施することが企業のビジネスモデルやバリューチェーンにどのような影響を与えると予想されるかの簡潔な説明が求められる。一部の対象企業にとって、移行には資産の転換を伴う場合がある。例えば、電力セクターでは、低炭素の発電設備、送電設備、エネルギー貯蔵設備への投資拡大がこれに含まれる。他の企業、例えば食品メーカーは、低炭素で持続可能なタンパク質源の生産や販売を拡大するなど、製品やサービスの転換が考えられる。

19） 経済産業省、『トランジション・ファイナンス推進のための分野別技術ロードマップ』、2025 年

- **主要な前提条件と外部要因**

この開示項目では、企業の排出量目標や計画の実現に必要なインフラや、技術の成熟度に関する前提条件の妥当性を確認し、企業の排出量目標や予定する取り組みが実現可能かどうかを評価するための情報を提供する。このデータポイントは SSBJ 基準にも含まれているため、SSBJ の新基準が適用される日本企業は、すでにこれに関する開示の準備を進めていると考えられる。

- **製品・サービスおよび事業活動**

企業の製品、サービス、固定資産のポートフォリオを転換する計画を理解することは、企業が収益源に対するリスクをどのように軽減し、新たな低炭素収益を拡大しているかを評価するのに役立つ。例えば、自動車部品メーカーは、燃料噴射装置などの内燃機関向けの需要減少に対応する一方、電気自動車の稼働系部品の需要増加に備え、新たな生産ラインを整備する必要が生じる可能性がある。

- **バリューチェーンとの連携**

バリューチェーン（サプライヤーや顧客、クライアント）との対話・連携は、企業が脱炭素化と収益性の維持を両立するうえで重要である。GX-ETS の対象となる高排出量企業では、低炭素エネルギーや原材料を適正な価格で確保するため、サプライヤーとの協力が欠かせない。また、顧客との連携を通じて低炭素製品やサービスの需要を拡大し、引取契約（オフテイク契約）を確保することも重要である。将来の収益の見通しが立つことで、多額の資金を要する生産設備への投資につき融資を受けやすくなる。

- **温室効果ガス（GHG）指標と目標**

Scope 1 および 2 の排出量、ならびに目標を開示することは、移行計画のベースラインを設定し、金融機関が進捗状況を測定できるようにするために必要である。ほとんどの報告フレームワークでは、Scope 1 および 2 の排出量をグロスベース（控除前の排出量）で報告することが求められているが、GX-ETS では、J- クレジット、JCM、非化石証書を差し引いたネット排出量（控除後の排出量）での報告が認められており、排出実績量の報告（コンプライアンス報告）に適用される 10%の控除上限も、移行計画には適用されない。さらに、他のグローバルな排出量取引制度や排出量報告制度とは異なり、GX-ETS は CO_2 排出量のみを対象としており、製油所や化学メーカーなど一部の企業にとって極めて重要性の高いメタンや一酸化二窒素といった非 CO_2 温室効果ガスは含まれていない。また、重要性がある場合には Scope 3 排出量の報告も一般的に求められる。自動車製造など多くの業種では、移行リスクが工場よりも製品側にある可能性があるためである。ICMA などの一部のフレームワークでは、企業が Scope 3 を報告するための社内システムの整備スケジュールを開示できるよう、柔軟性が設けられている。

- **財務指標と目標**

最も適切な財務指標および目標（設備投資、運営費（OpEx）、研究開発費、売上高など）は、業種や移行戦略によって異なるが、通常、投資家は低炭素財務指標を総額と比較するとともに、企業が「低炭素」をどのように定義しているかについて明確な定義を求めている。特に低炭素分野への設備投資については、実用化された技術を用いて設備をどのように転換しているかを把握するために重要である。研究開発費は、今後の技術開発に向けた取り組みを理解する材料となる。

- **取締役会の監督・報告、および経営陣の役割、責任、説明責任**

取締役会が移行計画を監督する体制や、担当する取締役・委員会を明示することで、計画が事業戦略に組み込まれているかを確認しやすくなる。また、実行責任を担う経営陣や組織を示すことは、部門横断的に計画を進める責任体制の明確化につながる。一方で、GX-ETS の要件では、移行計画の提出に際し、第三者による確認や企業内部の機関決定は不要であると明示されている。したがって、取締役会の承認を義務付けることは、新たな義務を追加するのではなく、既存の但し書き（機関決定を不要とする旨の記載）を外すことを意味し、GX-ETS と日本の改訂版「コーポレートガバナンス・コード」および「SSBJ」との整合性を高めることにつながる。[20]

- **組織全体のスキル・専門性・研修**

移行計画を実行できる人材の育成は、低炭素設備への投資と同様に重要である。IEA は、新たなエネルギーインフラの建設・維持を担う実務的な技術を持つ人材の不足を特に指摘している。[21] これは、勤続年数が長く、国際基準に比べて労働移動性が依然として低い日本において、特に重要な課題である。[22]

2.3 企業の報告手続きの簡素化、および単一の移行計画による多様な利用者のニーズへの対応

日本の大企業は、SSBJ に基づく義務的な報告、TCFD、CDP、TPT に基づく自主的な報告、グリーンファイナンスおよびトランジション・ファイナンスによる資金調達、EU の炭素国境調整メカニズム（CBAM）などの海外の規制制度、さらには投資家や顧客からの個別の問い合わせなど、重複する報告義務の増加に直面している。 増え続ける開示要件を適切に管理しなければ、企業の報告負担が大幅に増大するリスクがあり、その結果、コストが増加し、投資家、政府、その他のステークホルダーによる情報へのアクセスが困難になる恐れがある。

GX-ETS の報告項目を拡張すれば、こうした情報ニーズの多くにまとめて対応できる。 現在の GX-ETS で不足している項目は、SSBJ を採用するグループが 2027 年 3 月期から開示を検討する必要のある事項、TCFD コンソーシアムの優良事例、および TPT などの国際的な枠組みと大きく重なっている。

そのため、GX-ETS の報告要件をこれらの枠組みと整合させ、必要な情報を明確に定めることで、単一の移行計画を複数の報告・開示に活用できるようになる。これは、企業の開示準備の負担を軽減するとともに、情報を利用する関係者が比較しやすくすることにつながる。

これには 1 つの確固たる前提条件がある。企業は GX-ETS 計画、あるいはその重要な部分を公表できなければならないということだ。省庁への提出書類としてのみ存在する計画は、開示基準を満たすことも、融資機関に対して引用することもできない。公表の整合性が伴わない内容の一致は、負担を軽減するどころか、かえって増大させることになる。

20） 金融庁、『日本のコーポレートガバナンス・コード』、2026 年
22） IEA、"World Energy Employment 2025"、2025 年
22） OECD、"Economic Surveys: Japan"、2026 年

開示の作成担当者にとって、こうしたデータの大部分は、企業またはグループ全体レベルで社内にすでに存在している。設備投資の推移、電力・原料契約の状況、補助金申請、人員計画などは、開示義務が生じるずっと前から、取締役会や予算策定の目的で作成されている。したがって、かかるコストはデータの生成ではなく、データの抽出と整合性の確保に起因するものである。 単一の指定フォーマットを採用することで、サステナビリティ、財務、IR の各チーム間での重複作業が削減さ れ、日本の大手排出事業者が報告コストとして特に頻繁に挙げる、特注のアンケートや投資家・顧客からの単発的な要請の量も減少する。[23] 移行計画を GX-ETS の報告要件と効果的に連携させることは、経営陣の主体的かつ積極的な関与を得る上でも有効である。世界各国の最高財務責任者や財務部門の上級メンバーで構成される「[A4S Net Zero Taskforce]」は、企業の財務、戦略、事業運営の各チームを移行計画と整合させることの実用的なメリットが、大きなものとなり得ると明確に指摘している。[24]

投資家や融資機関にとっては、その結果として一貫性と比較可能性がもたらされる。異なる基準で作成された 4 つの文書から排出量の推移、設備投資額、資金調達計画、ガバナンスの説明を受け取るのではなく、共通のテンプレートに基づいて公表され、毎年更新される単一の計画があれば、同セクター内の企業間での真の比較が可能になる。これは、価格設定において企業を差別化するための前提条件である。 ITPN の調査は、移行計画の実行が着実に進んでいることを示す企業が投資家から高く評価される可能性を示している。排出量目標が予定通り達成されていることや、低炭素化に合致した財務指標が向上していることを開示している企業は、翌年の株価成長率が市場全体を上回る傾向がみられた。[25]

2.4 日本の高排出産業へのトランジション・ファイナンスの呼び込み促進

現在、移行計画は資金調達の意思決定の指針となっており、企業の資本調達コストに影響を与える可能性がある。投資家や融資機関は、トランジション・ファイナンスやグリーンファイナンスを提供、またはより広範な企業投資を行う場合、企業のリスク管理や、トランジションを通じて企業価値を高める能力を評価する上で、企業の移行計画に強い関心を寄せている。

移行計画に関する情報は、投資家と融資機関の双方において、さまざまな意思決定プロセスに活用されつつある。ITPN が投資家 35 社に実施したヒアリングによると、投資家は移行計画情報をスチュワードシップ、ファンダメンタル分析、ポートフォリオのモニタリングおよびリスク管理に組み込んでおり、パッシブ投資においても限定的ながら増加傾向にある。融資機関にとっては、移行計画がリスク管理やデューデリジェンスに活用されるほか、資金調達の機会を見極め、企業との対話を進めるためにも利用されている。[26]

23) A4S が主催した一連の「アーリー・アダプター・フォーラム」、「Transition Planning Symposium」、および「Finance Leaders Summit」において、A4S が日本の大手企業や金融機関 40 社以上を招集し、各組織における移行計画の策定に向けた取り組みの進捗共有や課題に関する検討を行った際のフィードバックに基づく。
24) A4S、『財務計画と移行計画の整合化ガイド』、2025 年
25) ITPN, “The Debt Discount: A study evaluating the financial track record of companies with transition plans” , 2026 年（近日刊行予定）
26) 図 7 を参照。NGFS の” Connecting Transition Plans: Financial and non-financial firms”（2024 年）において、回答者が顧客の移行計画／計画から収集した情報をどのように活用しているか

移行計画情報の活用は、すでに企業の借入コストに影響を及ぼしている。ITPN が、移行計画の要素を少なくとも 1 つ備える 3,300 社以上の上場企業を分析した。その結果、移行計画の完成度が 1%高まるごとに、企業の借入コストは平均で 0.15%低下するという関係がみられた。[27] また、CDP の分類に基づく移行計画の全要素を開示した企業では、2023 年の有利子負債に対する平均年間金利が相対的に 11.7%低下した。これらの結果は、融資機関が移行計画の開示を好意的に捉え、それにより金融リスクの価格設定をより適切に行えるようになっていることを示唆している。

移行計画は、高排出量企業へのトランジション・ファイナンスを大規模に提供するうえで特に重要である。 企業は、確かな実行可能性を持つ移行戦略があり、移行期間中も収益性を維持できることを投資家や融資機関に示す必要がある。企業全体にわたる計画を通じてこうした信頼性を示すことは、一般企業目的の汎用資金へのアクセスにおいてますます重要になる。プロジェクトファイナンスでは個々の案件を評価できる一方、企業全体への資金提供では、事業全体の移行戦略を評価する必要があるためである。この考え方は、日本の「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」の中核をなす。

日本の大手融資機関や投資家は、現在よりも明確で比較可能なデータがあれば、投資・融資の意思決定の判断がしやすくなり、日本企業の事業転換に向けた投資をさらに呼び込めると繰り返し指摘してきた。[28] こうしたデータが継続的に得られなければ、金融機関は業界平均を用いて対話方針を策定し、資本配分の決定を行い、移行リスクの価格設定を行わざるを得ない。その結果、移行が進んでいる企業のリスクは過大に評価され、不利な条件が課される一方、後れを取っている企業のリスクは過小に評価される可能性がある。これは先進企業が移行の遅れた企業を間接的に支える構図につながってしまう。 開示の質が向上すれば、企業ごとの移行の進捗やリスクを反映した資本配分が可能となり、GX プログラムの目的達成をさらに後押しすることになる。そして投資家が見通しを立てやすくすることでグリーン投資を促進し、実現性の高い企業計画を奨励することで産業競争力を高められる。また、将来のニーズをよりよく把握することで政策や投資の優先順位を明確にし、レジリエンス（危機への対応力）とエネルギー安全保障を強化するとともに、成長志向型カーボンプライシング構想を実施することができるようになる。

27） ITPN, “The Debt Discount: A study evaluating the financial track record of companies with transition plans” , 2026 年（近日刊行予定）
28） A4S Transition Planning Symposium 2025 年 3 月、A4S Finance Leaders Summit 2025 年 10 月、PRI『日本におけるトランジション・ファイナンス：政策の勢いを投資の勢いに変える』、2026 年

実例：鉄鋼

例えば、高炉を電炉に置き換える計画を立てている日本の鉄鋼メーカーを考える。現在の GX-ETS 報告要件に基づいて開示される情報は、当該企業への投資・融資を検討する金融機関にとって、前年度の排出量・2030 年度に向けた単一の排出目標値・既存文書の参照情報にとどまる。信頼性の高い計画か、実行に重大なリスクを伴う計画かを見極めるには、金融機関は以下の点を把握する必要がある。

1. **主な前提条件と外部依存関係：**電炉の稼働に必要な送電網への接続や産業用電力の供給体制が確保されているか、それとも計画上の想定にとどまるのか。また電力コストはどの程度と見込んでいるのか。収益見通しが低炭素鋼に対するプレミアム価格または特定の生産量に依存しているか、必要な品質のスクラップまたは直接還元鉄（DRI）が確保されているか。

2. **財務計画：**高炉の稼働停止から新たな電炉の本格稼働までの各年度における設備投資（CapEx）の推移、予想される運営費（OpEx）、最終投資決定（FID）が下された項目、および内部資金、外部資金、公的支援を区別した上で支出がどのように賄われるか、ならびに残された資金ギャップの規模。

これらの項目は、GX-ETS の開示要件を拡充する際に、合理的な範囲で開示を求めることが可能となる。その際、商業上の機密性が高い情報については、公表対象から除外する例外措置を設けることが考えられる。こうした開示範囲の拡大により、融資機関は業界全体の動向を把握し、詳細なデューデリジェンスを進める価値のある投資機会を見極めやすくなる。

3. 提言

GX-ETS における移行計画の提出要件は、導入からまだ 1 年目にあり、制度が成熟するにつれてさらに充実させる余地がある。具体的には、GX 推進機構や関係政府機関による移行状況の把握・監視能力を高めること、開示要件を国内外の優良事例と整合させること、報告体制を簡素化して 1 つの計画で複数の利用者のニーズに対応できるようにすること、そして日本の高排出産業にトランジション・ファイナンスを呼び込むことなどが挙げられる。 制度の設計にあたっては、次の 3 つの問いを指針とすべきである。「1 つの計画で複数の制度に対応するためには何が必要か」、「計画を作成する企業の負担をどのように軽減できるか」、そして「その計画を利用する機関やステークホルダーにどのような便益をもたらすか」である。

以下の提言は 2 つの分野に分けて示す。第 3.1 節では、重複する開示負担を生じさせることなく、GX-ETS の要件を SSBJ および国際的な慣行に近づけるため、開示項目の追加を取り上げた。第 3.2 節では、政策の設計と実施の順序について取り上げた。

これらの見直しを組み合わせることで、日本企業は、自国の政策体制と、資金調達や事業活動で関わる国際的な投資家やパートナーが用いる枠組みの双方に対応しながら、移行計画の信頼性を高めるためのより一貫性のある道筋を得られる。

これにより、GX 目標の達成に向けた大規模な資金動員が後押しされる。信頼性の高い移行計画はすでに金融機関から好意的に受け止められており、負債コストの低減にもつながっている。また、こうした見直しにより、日本は、重点を絞った産業政策を立案するための実証的な根拠を得られる。こうした根拠を整備している政府は、他国ではほとんど見られない。これらの利点を最大限に活用することは、官民合わせて 150 兆円の GX 投資を実現するうえで極めて重要となる。

また、これは経済の他の分野でも参考にできる基準の確立につながる。SSBJ に基づく報告が義務付けられている企業や中小企業は、日本の NDC 達成に向けて中心的な役割を果たしている。したがって、現在対象となっている 300 ～ 400 社について、GX-ETS に基づく移行計画の信頼性を高め、策定・開示の規律を強化することは、より広範な企業の報告活動に好影響をもたらし、日本を「GX2040 ビジョン」の目標に近づけることになるだろう。

3.1 GX-ETS 移行計画の開示内容への追加提案

政策立案者、投資家、企業が GX-ETS 移行計画の開示情報をより有効に活用できるよう、開示要件を見直し、いくつかの項目を追加すべきである。 表 2 では、計画の実現可能性と目標の意欲度から、その信頼性を評価するためのデータ項目を提案している。また、目標達成に向けて、資産、製品、人員体制をどのように変革するのかを、ステークホルダーが理解できるようにすることも意図している。これらの提案は、ITPN および A4S を通じて実施された一連の対話に基づいており、今後産業界や金融機関とさらに検証を進めることも有益であると考えられる。[29]

29) これらの取り組みには以下が含まれる：35 社のグローバル投資家を対象に、彼らがどのような移行計画のデータポイントに注目し、意思決定においてそれらをどのように活用しているかを調査した ITPN の研究；ITPN の “[Policy lab]” プロジェクト。これは、さまざまな管轄区域の政策立案者や規制当局にとって関連性の高いトランジションデータを模索するものである；および A4S による一連の「アーリー・アダプター・フォーラム」会議、Transition Planning Symposium、および Finance Leaders Summit。これらを通じて、A4S は日本の大手企業および金融機関 40 社以上を招集し、各組織の移行計画の取り組みに関する進捗状況を共有し、課題について検討した。

移行計画に関する情報は、企業の戦略にかかわるため、幅広い関係者に利用される。融資機関は、融資枠の規模や金利を決めるためにこの情報を利用する。同じ情報を用いて、省庁は業種別ロードマップの実現可能性を検証できる。顧客は低炭素製品の安定供給が可能かどうかを判断でき、サプライヤーは新規設備への投資を判断できる。従業員や労働組合は、移行が個々の拠点にどのような影響を及ぼすか理解できる。したがって、表 2 では、提案する各開示項目が、どのステークホルダーにとって重要かを示している。

また、GX-ETS は、開示を求めるカーボンニュートラル戦略を除き、主に日本国内の事業体レベルでの開示を求めている。この点で、SSBJ などのより企業全体を対象とする報告基準とは異なる。企業の報告・経営の実態を踏まえ、事業体単位や日本固有の基準ではなく、グループ全体やグローバルな基準で情報を提供することが適切な項目については、表中に明示している。

表 2 GX-ETS における移行計画の追加提案項目

TPT サブ要素	GX-ETS における追加提案項目	現行の GX-ETS における要件	提出または公表	主な利用者	データポイントの活用方法
1.1 戦略的な目標と方向性	**移行戦略（グループ全体）** 移行戦略に関する簡潔な説明。	不要。項目 II.3 では、企業がすでに他の場所で公表しているカーボンニュートラル戦略への URL およびページ参照のみを求めている。[30]	公表	すべての利用者	GX の実施が、企業の長期的な価値にどのように寄与するかの概要を示す。
1.1 戦略的な目標と方向性	**技術ロードマップとの整合性（グループ全体）** 自社の進路が、所属するセクターの技術ロードマップとどのように関連しているか（相違点とその理由を含む）を説明する簡潔な記述。	不要。	公表	金融機関、政策立案者	**金融機関：**当該セクターおよび国家的文脈における計画の野心度を評価するのに役立つ。 **政策立案者：**企業が国のロードマップとどの程度整合しているか、また乖離が生じている全体的な理由を理解する。
1.3 主要な前提条件と外部要因	**主要な前提条件（グループ全体）** 使用された主要な前提条件および達成の成否に影響を与える外部要因（例：電力価格と供給状況、系統連系、水素または原料の供給、共有インフラ、労働力のスキルギャップなど）。	不要。	公表	金融機関、政策立案者、サプライヤー、顧客	**金融機関：**前提条件が妥当であるかを含め、計画の実現可能性を理解するのに役立つ。 **政策立案者：**前提条件を把握することで、政策設計や公的資金配分の判断材料とすることができる。 **バリューチェーン：**将来のニーズ、投資機会、および低炭素製品・サービスの供給状況の評価を支援する。

30） 経済産業省、『日本の GX 政策とカーボンプライシングの概要』、2026 年、10 頁

TPT サブ要素	GX-ETS における追加提案項目	現行の GX-ETS における要件	提出または公表	主な利用者	データポイントの活用方法
2.1 事業活動	**研究開発** 移行に寄与する研究開発（R&D）。これには、コストおよび当該事業体による自己資金負担分が含まれる。(現行要件からの変更提案はなし。)	条件付き：企業が GX 関連の 研究開発に対して追加の配分を受ける場合に必要（2026 年度は全く必要ない）。必要な場合は公表する。[31]	公表	金融機関、政策立案者	GX 変革を支える技術への投資を監視するのに役立つ。 技術成熟度が低い技術の利用に依存する計画を持つ企業にとっては、自らが積極的なアプローチを取っていることを示すことになる。
2.1 事業活動	**資産耐用年数への影響** 資産の耐用年数に対する予想される影響。これには、転換、早期廃棄、または用途変更が見込まれる資産が含まれる。	不要。	公表	金融機関、政策立案者、サプライヤー、従業員	企業が、座礁資産リスクや物理的気候リスクをどのように軽減し、長期的な固定資産価値を確保しているかを理解する。また、事業閉鎖によって排出削減が見込まれるかどうかを把握するのにも役立つ。
2.2 製品・サービス	**製品・サービスの収益** 報告年度における低炭素製品およびサービスの収益、低炭素収益に関する目標（ある場合）とその目標年度、それらを分類するために使用されたタクソノミー・ツール・定義、および当該収益が価格プレミアムやまだ実現していない需要に依存しているか否か。必要に応じてグループベースで報告し、全体収益に占める当該事業体の割合を明記する。	不要。	公表（ポートフォリオレベル） ※具体的な条件や製品の詳細は伏せる（墨塗りする）ことが可能。	顧客、金融機関、政策立案者、サプライヤー	企業がどのように変革を進め、新たな低炭素収益源を開拓しているかを評価するのに役立ち、顧客に対して低炭素製品の潜在的な供給源がどこにあるかを示す。また、これは政策立案者が GX 変革の進捗状況を評価する上でも役立つ。

31） 経済産業省、『日本の GX 政策とカーボンプライシングの概要』、2026 年、8-9 頁

TPT サブ要素	GX-ETS における追加提案項目	現行の GX-ETS における要件	提出または公表	主な利用者	データポイントの活用方法
2.4 財務計画	**技術種別ごとの現在および計画中の設備投資（CapEx）** 計画に関連する設備投資の推移を、技術種別ごとに内訳を示し、経時的な変化や、どの要素が最終投資決定（FID）を経たかを含めて提示する。	部分的：投資額の概要と規模が必要。経済産業大臣及び事業所管大臣に提出されるが、企業ごとに公表されることはない。[32]	公表（推移と総額） ※プロジェクトレベルの詳細データは提出資料にとどめてもよい。	金融機関、政策立案者、サプライヤー	**金融機関**：設備投資額を用いて資金調達ニーズや融資の機会を評価するとともに、目標が実行に移されていることの根拠とする。 **政策立案者**：GX 技術に向けた計画投資の流れを追跡する。
2.4 財務計画	**計画への資金調達（グループ全体）** 計画の資金調達方法（確保済みの内部資源、外部資金、公的支援を区別）および残りの資金ギャップの規模。	不要。グリーンイノベーション基金の受給者は、自己負担額のみを記載すればよい。[33]	公表	金融機関、政策立案者	GX の資金調達総額を評価するのに役立ち、将来の投資機会や不足分を明らかにする。
3.1 バリューチェーンとの連携	**バリューチェーンとの連携（グループ全体）** 計画の実施に向けた、バリューチェーンの取引先との現在および計画中のエンゲージメントに関する説明。	不要。	公表	顧客、サプライヤー、金融機関、政策立案者	企業が、手頃な価格で低炭素な原材料を確保するためにサプライヤーと協力したり、需要を拡大するために顧客やクライアントと協力したりするなど、外部依存関係の管理に対して積極的なアプローチを取っているかどうかを評価する。
3.3 政府、公的機関、地域社会、市民社会との対話・連携	**公共部門との連携（グループ全体）** 助成金、GX 経済移行債による支援、グリーン・イノベーション基金の交付金など、確保済みまたは申請中の公的支援。	部分的：研究開発目的のみ必要。[34]	公表	金融機関、政策立案者	企業が公的資金による支援を確保することで、特に未成熟な技術への依存を管理するために積極的なアプローチを取っているかどうかを評価する。

32） 経済産業省、『日本の GX 政策とカーボンプライシングの概要』、2026 年、9 頁
33） 経済産業省、『日本の GX 政策とカーボンプライシングの概要』、2026 年、14 頁
34） 経済産業省、『日本の GX 政策とカーボンプライシングの概要』、2026 年、9 頁

TPT サブ要素	GX-ETS における追加提案項目	現行の GX-ETS における要件	提出または公表	主な利用者	データポイントの活用方法
4.1 ガバナンス・事業・運用に関する指標と目標	**前年度の投資計画との比較** 修正または削除された計画の詳細。関連する工場等または輸送手段。変更または削除の内容。変更または削除の理由など。	必須。[35]	提出	政策立案者	政策立案者が、GX 目標に向けた進捗状況、GX 関連の補助金による影響、およびさらなる措置への依存関係をモニタリングするために、プロジェクトの経時的な変化を追跡するのに役立つ。
4.2 財務指標と目標	**社内炭素価格（インターナル・カーボンプライシング）** 意思決定において社内炭素価格が適用されるかどうか、その適用方法、および使用される 1 トンあたりの価格。	不要。	公表	金融機関、政策立案者	**金融機関：**将来の移行に対するレジリエンスや内部計画の信頼性を評価し、企業とのエンゲージメントに資する。 **政策立案者：**GX-ETS の価格設定および継続的なモニタリングの指針となる。
4.3 温室効果ガス（GHG）指標と目標	**排出量の指標と目標** 現在の CO_2 および非 CO_2 排出量、ならびに 2030 年度の目標値および 2035 年度の目標排出量。	2030 年度については、現在、毎年の提出が義務付けられている。2035 年度については、現時点では含まれていない。[36]	公表	すべての利用者	2035 年度目標は、多くの資産の除却・廃止や投資の判断に必要な中期的な見通しが得られる。投融資ポートフォリオの排出削減状況を把握する金融機関にとっては、GX-ETS の対象となる多くの業種で重要となる、CO_2 以外の温室効果ガスの排出量も把握できることが望ましい。
4.3 温室効果ガス（GHG）指標と目標	**Scope 3 排出量** 重要なカテゴリにおける Scope 3 の CO_2 排出量。	不要。	公表	金融機関、顧客	バリューチェーンの排出量および関連する移行リスク（エンドユースでの排出量が多い製品に関連するリスクを含む）をモニタリングする。
4.3 温室効果ガス（GHG）指標と目標	**総排出量** クレジットおよび認証書を差し引いたネットの CO_2 排出量とは別に、温室効果ガスの総排出量と、控除に用いたクレジット・証書の量を記載する。	不要。コンプライアンス報告に適用される 10%の上限なしに相殺が許可される。	公表	すべての利用者	総排出量のデータは、より広範な移行リスクに関する洞察を提供し、SSBJ フレームワークとの整合性を確保することで、報告の重複を削減する。

35） 経済産業省、『日本の GX 政策とカーボンプライシングの概要』、2026 年、10-11 頁
36）経済産業省、『日本の GX 政策とカーボンプライシングの概要』、2026 年、5-6 頁

TPT サブ要素	GX-ETS における追加提案項目	現行の GX-ETS における要件	提出または公表	主な利用者	データポイントの活用方法
5.1 取締役会の監督と報告	**取締役会のガバナンス（グループ全体）** 計画の監督に責任を負うガバナンス機関、および当該計画が当該機関によって承認されたことの確認。	不要。GX-ETS では、提出に際して第三者による確認や内部機関の決定は不要であると明記されている。	公表	金融機関、政策立案者	本計画に対する企業のコミットメントおよびより広範なビジネスプロセスとの統合状況を評価する。
5.5 組織全体のスキル・専門性・研修	**従業員のスキル（グループ全体）** スキルギャップが特定されているか、また、その解消に向けてどのような措置が講じられているか。	不要。	提出	金融機関、政策立案者、従業員	労働者が既存の職業で培ったスキルを転用できるか、あるいは新しい技術について研修を行う計画があるかを把握することは、移行計画の実現可能性や労働力のニーズを検討する上で役立つ。

3.2 政策の実施順序と設計に関する提案

表 2 で提案するデータ項目は、重複する開示負担を生じさせることなく、GX-ETS の要件を SSBJ および国際的な慣行に近づけるものである。政策を設計し、実施の順序を定めるにあたっては、利用者に意思決定に役立つ情報を提供すると同時に、企業が改定後の移行計画の報告要件に柔軟に対応できるよう配慮すべきである。

GX 推進機構および経済産業省に対し、初年度以降、移行計画の要件を具体化していく際には、以下の点を検討することを提案する。

1. 2027 年度は任意で要件を導入し、2028 年度から義務化する

これらの追加要件については、2027 年度は任意で導入し、2028 年度から義務化することを提案する。この導入時期は、2027 年 3 月期から段階的に導入される SSBJ 報告のスケジュールと整合している。企業が必要なデータを整備し、報告体制を構築するための準備期間を確保しつつ、今後の制度の方向性について早期に示すことができる。

この段階的な導入は、A4S の「アーリー・アダプター・フォーラム」に参加した企業の意向にも沿うものである。これらの企業は、GX-ETS 報告について、導入初期には調整が必要になる可能性があることを認識しつつも、年々報告項目を少しずつ追加するよりも、変更をまとめ、少ない回数で実施することを明確に希望していた。

2. SSBJ との整合性を確保し、1 つの計画で双方の報告義務に対応できるようにする

SSBJ 報告が 2027 年 3 月期から段階的に導入される今は、GX-ETS の移行計画要件を SSBJ と整合させるための重要な機会である。この機会を捉え、GX-ETS に基づく開示によって、SSBJ の移行計画関連の開示要件も相当程度満たせるようにすることが望ましい。これにより、両制度への対応が必要な企業の負担を軽減できる。

SSBJ との整合性を確保することで、資本市場と政策立案者の双方の意思決定に役立つ情報を、単一の移行計画として開示できることを企業に明確に示せる。また、両制度で共通する GX-ETS データについても、企業の報告者に追加のコストやプロセスを課すことなく、SSBJ 開示に必要な第三者保証の恩恵を受けることができる。

3. 提出が義務付けられる項目と公表が義務付けられる項目を明確に区別する

表 2 に記載されているすべての項目が、関連するステークホルダーに情報を提供するために公表される必要はない。表 2 では、想定される利用者、SSBJ 開示などのより広範な規制要件、および商業的機密性を踏まえ、公表可能な項目と、提出可能な開示事項を示している。主に政府や経営陣向けの項目（プロジェクトの順序付け、内部での優先順位付け、詳細な研究開発パイプラインなど）は、省庁への提出に留めておくことができる。 一方、金融機関、バリューチェーン上の取引先、従業員に関連する項目（設備投資の概況、資金調達ニーズと調達源、計画の実行に必要な外部条件、製品および従業員への影響）については、企業ごとに公表されるべきである。現状では、投資判断に重要な投資計画が提出されても公表されておらず、情報の利用目的に沿った扱いになっていない。

提出に留める情報と公表する情報を適切に区別することで、企業はこの制度に対する信頼を高めるとともに、政策立案者、企業、金融機関の間の連携を促し、情報の活用と開示の改善につながる好循環を生み出せる。

また、企業は、適用される法令や規制に照らして、どの情報が商業上の機密に該当するかを判断すべきである。企業が商業上の機密性が高いと判断する情報については、その理由を適切に裏付けることを条件に、公表資料からの除外を申請できるようにする。公表を原則とし、機密情報に限って例外的に非公開を認める方法は、商業上の機密性に配慮しながら、意思決定や投資に役立つ情報を利用できる状態を維持するための、実行可能な解決策となる。

4. 段階的に、無償割当の条件付けを手段として活用する

2033 年度にオークション制度が導入されるまで、無償割当は継続される。EU では、要件に適合する計画が策定されていない場合に、無償割当の一部を保留する先例がある。この仕組みは、企業の負担との均衡を図りながら、適切な情報開示を促す、国際的にも認められた手段である。日本でも、企業が準備できるよう十分な期間を設けて事前に周知したうえで導入することも考えられる。

ITPN について

International Transition Plan Network（ITPN）は、民間部門の気候移行計画に関するグローバルな規範の策定を支援し、移行計画の可能性を最大限に活かす気候政策を推進するため、COP29で発足した。

拡大を続けるネットワークとして、ITPN はアフリカ、アジア太平洋、ヨーロッパ、北米、ラテンアメリカ各地の財務省、中央銀行、規制当局など、40 を超える公共部門組織のリーダーを結集している。また、多様なステークホルダーが知見や実践を共有する、より広範な国際的コミュニティに支えられている。

ITPN は、移行計画に関する政策・規制のアプローチについて、国際的な整合性の確保を支援している。関係機関の連携を促進し、先進的な知見や考え方を発信するとともに、政策の立案・実施に必要な能力の向上を支援する場となっている。

ITPN は E3G が運営している。E3G は、すべての人にとって安全な気候を実現するために活動する独立系シンクタンクである。

謝辞

本報告書は、アビゲイル・リー（Abigail Lee・ITPN）、ベン・ギルビー（Ben Gilbey・ITPN）、マイケル・ブッシュネル（Michael Bushnell・A4S）によって構想・執筆された。

ITPN および A4S は、意見やレビューを提供してくださった組織および個人の皆様に感謝申し上げます。その中には、Accounting for Sustainability（A4S）、Australasian Centre for Corporate Responsibility（ACCR）、Arc、CDP、東京大学未来ビジョン研究センターの倉持壮特任教授、Kamakura Sustainability Institute（KSI）、E3G の同僚、および一部の諮問グループメンバーが含まれる。 幅広い組織に所属する皆様が、思慮深いレビューを行うために尽力してくださったことに感謝するとともに、そのフィードバックを可能な限り反映させた。

本報告書で政策立案者や規制当局に向けて提案されている提言は、必ずしもすべての政策立案者、あるいは ITPN のメンバー、諮問グループ、実践コミュニティの見解を代表するものではない。

ITPN International Transition Plan Network

A4S

E3G

itpn.global